

平成27年3月24日

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会

会長 林 清一

『コンプライアンスに関する相談窓口の設置について』

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会（以下「本協会」という。）では、コンプライアンス委員会を設けコンプライアンスに関する相談窓口を設置しております。皆さんの身の周りで正しくないことが行われていると思われた場合には、コンプライアンス相談窓口へ直接、記名（所属チーム、氏名等）にてご一報ください。匿名でも受け付ける場合もあります。

相談者の氏名などは、本人の了解なく明らかにしません。また、相談を行ったことで相談者に不利益な取り扱いを行うことは禁止しています。ただし、本協会や他人を中傷したり、いたずら目的でコンプライアンス相談窓口に、事実を反することを相談したり、不正に利用することはできません。制度の詳細、相談方法は以下のとおりです。

『コンプライアンス相談窓口制度』

1. 制度の目的

本制度は、本協会所属の役員および指導者等（以下「本協会関係者」という。）、および選手、保護者等（以下「選手等」という。）からの暴力行為やいじめ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、その他の組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談および通報の適正な処理の仕組みを定め、相互監視による法令違反等の早期発見と速やかな是正を図り、本協会が別途定める『コンプライアンス指針』を遵守した運営と選手等の人権擁護等を図ることを目的とする。

2. コンプライアンス委員会

(1) コンプライアンス委員会を本協会事務局に置く。

(2) コンプライアンス委員会の構成は次のとおりで、委員は本協会規定により総務部会に所属し会長より委嘱される。

委員長	三木慶造（ 関東連盟 ）
委員	徳山 勉（ 関西連盟 ）
委員	山田祐爾（ 北海道連盟）
委員	佐藤英運（ 東北連盟 ）
委員	横田 実（ 信越連盟 ）
委員	松永壮大（ 東海連盟 ）
委員	内田光徳（ 九州連盟 ）

(3) コンプライアンス委員会は、以下のとおり相談窓口を設置する。

団体名	所在地・相談窓口担当者	
	連絡先	担当者（コンプライアンス委員）
一般財団法人日本リトルシニア 中学硬式野球協会 日本協会 関東連盟		山下二郎 三木慶造 (三木慶造)
	Email	jlsba89kanto@gmail.com
北海道連盟		山田祐爾 (山田祐爾)
	Email	little-senior-hokkaido@outlook.jp
東北連盟		佐藤英運 (佐藤英運)
	Email	mail@littlesenior-tohoku.net
信越連盟		横田 実 (横田実)
	Email	us66-me@zf7.so-net.ne.jp
東海連盟		松永壮大 (松永壮大)
	Email	matsunaga-shouta@ccnet.ne.jp
関西連盟		徳山 勉 (徳山 勉)
	Email	jlsba_kansai@abelia.ocn.ne.jp
九州連盟		内田光徳 (内田光徳)
	Email	ls.kyusyu@outlook.com

(4) コンプライアンス委員会の役割

① 情報の収集・整理、各連盟への助言

コンプライアンス委員会は、各連盟の相談窓口寄せられた相談等の報告書を収集・整理し、各連盟からは是正措置、再発防止措置および処分等に対する相談があった場合は、前例等により適切な助言を与える。

② コンプライアンス相談窓口制度の統括

3. 相談窓口の利用方法

(1) 相談等の方法

① 相談窓口の利用は、電話、FAX、電子メールによる。

② 電子メール等の連絡先は、本協会、各連盟のHPに掲載する。

③ 相談等は、匿名でも記名でも行える。ただし、匿名の場合には、被害者か目撃者かの区分、連絡先（電話番号やEメールアドレス等）と連絡等に用いる仮称（「相談者A」）を明らかにしなければならない。

④ 相談窓口担当者（以下「担当者」という。）は、匿名で通報等が行われた場合、前項ただし書きの、通報者連絡先が明らかにされていないこと或いは、匿名であるため、本規定に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることが著しく困難な場合には、後記第4項、第5項に定める事項は実施できないものとして、その旨匿名通報者に伝える。

(2) 相談者

相談窓口の利用者は、不正行為等を受けた或いは、目撃した本協会関係者および選手等とする。

(3) 不正な相談の禁止

相談者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する相談、その他の不正目的の相談を行ってはならず、そのような通報や相談を行った者に対し、本協会および各連盟は相当な処分を課することができる。

4. 調査

(1) 調査担当部門

担当者は、各連盟の調査部門および役員等（以下「調査担当部門」という。）に相談された事項に関する事実関係の調査を依頼する。

(2) 協力の義務

相談等の対象とされた個人やチーム等は、相談等をされた内容の事実関係の調査に際して、調査担当部門の調査に協力しなければならない。

(3) 相談者等の保護

① 担当者、および調査担当部門は、相談者が相談等をしたことを理由として、

不利益な取り扱いを受けないよう本協会関係者を指導する。

- ② 本協会または各連盟は、相談者に対して不利益な取り扱いや嫌がらせ等を行った本協会関係者に対して、相当な処分を課することができる。

(4) 個人情報の保護

担当者および調査担当部門は、相談された内容および調査で得られた個人情報について、本協会が別途定める「個人情報の保護方針」に準じて取り扱う。

5. 是正措置、処分

(1) 是正措置、処分および報告

- ① 調査担当部門の調査により不正行為が明らかになった場合には、各連盟は速やかに相当な是正措置および再発防止措置を講じる。
- ② 当該不正行為に関与した本協会関係者に対し各連盟は、本協会規定第9条に従って相当な処分を課することができる。各連盟で対処できない場合は、同9条第2項に従って本協会が理事会の決議により処分を行うことができる。
- ③ 相談窓口に不正行為等について相談があった場合、担当者は、その後の経緯を含めて全ての内容をコンプライアンス委員会に報告しなければならない。

(2) 相談者への通知

担当者は、相談者に対して、調査結果および是正結果等について、被通報者（その者が不正行為等を行った、行っているまたは行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

以上